

市長への手紙から

今回は、市長への手紙に寄せられた声の中から、何通かに共通していた「犬の飼い方」についてのご意見を紹介します。

「市長への手紙」から

犬に鎖をつけず散歩している人がいます。子どもを連れて歩いているとき危険を感じます。

(女性)

つながれている犬のひもが長かったり、散歩道に犬小屋があったりと安心して散歩できません。

(七十代女性)

飼い主のマナーとしつけが悪いのだと思いますが、昼夜を問わないむだばえ・放し飼い(特に小型犬)や、ふん・尿の不始末など目につきます。指導と注意をお願いしたいと思います。

(匿名)

【市長からの回答】

ご意見ありがとうございます。最近では、ペットブームを反映して、犬に対する苦情が市にも多く寄せられ、対応に苦慮しています。市では、保健所と協力しながら状況を確認し、飼い主の皆さんの大好きな犬が、地域で嫌われることないよう指導しています。

犬については、狂犬病予防法・富士市飼い犬条例などで、

いろいろなルールが定められています。

散歩中に限らず、屋外で飼うときは、必ず鎖などでつなぐか、おりなどに入れて通行に迷惑がからないようにしなければなりません。また、飼い犬が人をはかんでしまった場合、飼い主は必ず市役所に届けを出さなくてはなりません。

ふんは、飼い主がビニール袋などで必ず始末をし、マナーを守り周りに迷惑をかけないように、市でも飼い主の皆さんに呼びかけています。

むだばえは、成犬になつてからは抑えることが難しいですが、幼犬のうちからしつけを行えば抑えることが可能です。

飼い犬についての相談は、動物病院やペットショップなどの専門家、または県動物保護協会富士地区支部で行っている「犬とねこの飼い方教室」などへ参加されることをお勧めします。

問い合わせ

環境衛生課 ☎五五二二七六八

富士保健所衛生課

☎六五一二二五四



富士市森林墓園使用者募集のお知らせ

霊峰富士と緑の森に囲まれた静寂な環境の

富士市森林墓園使用者の募集を行います



募集区画 860区画(普通墓所・560区画、芝生墓所・300区画)

1区画4平方メートル(間口1.6メートル×奥行2.5メートル)

応募資格 ・平成16年11月1日から起算して1年以上前から富士市に居住し、市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人
・市内の公共事業などにより改葬が必要となった人

永代使用料 1区画50万円(一括払い込み)

管理料(税込み) 普通墓所 年額5,250円

芝生墓所 年額6,300円

受付期間 11月1日(月)～11月12日(金) 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

受付場所 市役所10階 環境衛生課

墓所使用の希望者は、必ず現地確認をしてください。

詳細については、募集案内書(環境衛生課・森林墓園管理事務所にあります)をごらんください。

問い合わせ 環境衛生課 ☎55-2768

見本
整理券引きかえ券(うら面)